

### B-3 直接施行 プログラムと取り組み

土地区画整理法第77条第7項の規定による、いわゆる『直接施行』は「建築物等の移転又は除却」の完了までをいうのであるから、補償の完結までのステージとしては、

- (1) 直接施行の準備
- (2) 直接施行の執行
- (3) 執行後の補償金の協議
- (4) 収用裁決とその後の処理

の四段階に分けられる訳ですが、B-2（土地区画整理事業における直接施行）で述べたように、その実務においては根本的な「実施に係る課題」があつて、現場における業務形態としては、計画・準備業務に相当のウエイトが置かれることとなります。

即ち、実施に踏み切る理由と条件の整理から始まり、移転工法の検討、執行体制と組織、そして移転・除却の設計、行程管理 等々、検討を重ね適確にプログラム化していく必要があります。

従って、ここでは、実施ベースでの「業務体系」及び「プログラム」と業務区分毎の「取り組みの詳細」の概要に触れることとします。

なお、このB-3 の内容については、簡単な図表が含まれますので「ライブラリー」にて掲載することとしました。ご理解のうえ参考して下さい。

又、仮に実施計画の設計等をコンサルタント委嘱する場合における、業務の態様と取り組みの成果・人工の掛かり等については、設計実績に基づく別途の資料を用意していますが今回の本題でないので、省略します。

以上